特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
36	がん検診に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
船橋市は、がん検診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	がん検診に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名
船橋市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	がん検診に関する事務
②事務の内容	がん検診事業の実施（対象者への通知、検診記録の管理等）に際し、健康増進法（平成14年法律第103号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健総合システム
②システムの機能	①対象者抽出機能：がん検診の種類に応じた対象者を抽出する。 ②情報登録機能：がん検診の記録を登録する。 ③照会機能：がん検診の記録（検診日・実施医療機関名など）を表示する。 ④支払明細出力機能：各医療機関への支払明細書を出力する。 ⑤集計・統計機能：がん検診の種類別に検診件数表等を抽出・作成する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）
②システムの機能	①宛名管理機能：既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能：各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能：自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 自治体中間サーバー，保健総合システム、住基ネットゲートウエイシステム　）

システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能：自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能：自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能：自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

がん検診情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の111の項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課
②所属長の役職名	課長

7. 他の評価実施機関

—

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
がん検診情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		船橋市に住民登録しているがん検診の受診者
	その必要性	市で実施するがん検診情報を適正に管理する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①個人番号・その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有 ②4情報・連絡先：その他住民票関係情報：正確な本人特定のため、検診票に記入された情報と突合するために保有、また受診勧奨に使用するために保有 ③健康・医療関係情報：がん検診の履歴管理および受診勧奨を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		令和4年6月19日
⑥事務担当部署		船橋市健康福祉局健康部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 戸籍住民課、生活支援課、子育て給付課、国保年金課 ） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 市町村（特別区を含む）　　） [○] 民間事業者　（ 船橋市が契約する医療機関　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[○] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（　　）
③使用目的 ※		がん検診の適正な実施及び検診記録の管理のため。
④使用の主体	使用部署	健康づくり課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満　3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満　5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		①がん検診情報の管理事務 がん検診委託医療機関から提出された検診票について、対象者であるか特定し記録を保管する。 ②がん検診の料金区分を正確に把握する。
	情報の突合	①住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システム（連携サーバー）を介し、がん検診情報ファイルと宛名番号で突合、更新する。 ②がん検診委託医療機関から提出された検診票の内容と、本市で登録されている宛名番号を突合する。
⑥使用開始日		令和4年6月19日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託する　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　1 ）件
委託事項1		保健総合システムの運用保守業務
①委託内容		保健総合システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②委託先における取扱者数		[　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満　3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満　5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	保健総合システムの運用支援・改修業務委託の一部を再委託している。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条で定めるもの
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	がん検診に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	〈船橋市における措置〉 ①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②紙媒体、電子媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
―	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含む＞
＜がん検診情報ファイル＞
1.会場コード、2.受診歴、3.既往歴1、4.既往歴2、5.既往歴3、6.既往歴4、7.既往歴5、8.自覚症状1、9.自覚症状2、10.自覚症状3、11.自覚症状4、12.自覚症状5、13.家族歴、14.一次所見(異常なし)、15.一次所見(変形)、16.一次所見(辺縁異常)、17.一次所見(伸展異常)、18.一次所見(陰影欠損)、19.一次所見(透亮像)、20.一次所見(隆起)、21.一次所見(陥凹)、22.一次所見(ひだ異常)、23.一次所見(ニッシェ)、24.一次所見(粘膜不整)、25.一次所見(粘膜集中)、26.一次所見(顆粒状粘膜)、27.一次所見(食道裂孔ヘルニア)、28.一次所見(その他)、29.一次判定、30.一次間接No、31.依頼先医療機関、32.受診区分、33.集計計上日付、34.集計計上年齢、35.束No、36.束連番、37.負担区分、38.集計計上年度、39.問診1（受診歴）、40.問診2（ピロリ菌）、41.問診3（既往歴1）、42.問診3（既往歴2）、43.問診3（既往歴3）、44.問診4（治療歴1）、45.問診4（治療歴2）、46.問診4（治療歴3）、47.問診5（家族歴）、48.問診6（薬剤アレルギー）、49.問診7（歯の麻酔）、50.問診8（抗血栓薬）、51.問診9（鼻の病気1）、52.問診9（鼻の病気2）、53.問診9（鼻の病気3）、54.問診10（入れ歯）、55.一次判定　検査日、56.一次判定　検査方法、57.一次判定　所見1、58.一次判定　部位1、59一次判定　所見2、60一次判定　部位2、61一次判定　所見3、62一次判定　部位3、63一次判定　判定基準、64二次判定　判定日、65二次判定　所見1、66二次判定　部位1、67二次判定　所見2、68二次判定　部位2、69二次判定　所見3、70二次判定　部位3、71二次判定　判定基準、72生検、73偶発症の有無、74がん検診総合判定、75診断名1　がん、76診断名2　がん以外の診断、77診断名3　がん以外の診断、78診断名4　がん以外の診断、79診断名5　がん以外の診断、80精検受診日、81精検医療機関コード、82精検実施(エックス線検査)、83精検実施(内視鏡検査)、84精検実施(生検病理組織検査)、85精検診断名(1)、86精検診断名(2)、87精検診断名(3)、88精検診断名(4)、89精検診断名(5)、90精検判定、91精検発行番号、92一次所見(ポリープ陰影)、93一次所見(胃変形)、94一次所見(胃角変形)、95一次所見(辺縁不整)、96一次所見(粘膜異常)、97一次所見(球部変形)、98一次所見(球部充えい不足)、99一次所見(幽門狭窄)、100一次所見(十二指腸憩室)、101一次所見(胆石)、102一次所見(腎石)、103精検実施(レントゲン検査)、104保険者番号、105被保険者記号、106被保険者番号、107枝番、108問診受診歴、109問診症状有無、110X線読影所見有無、111X線読影所見、112内視鏡所見有無、113内視鏡所見、114一次総合判定、115一次所見、116保険者番号（精検）、117被保険者記号（精検）、118被保険者番号（精検）、119枝番（精検）、120受診日、121健診機関コード、122健管番号、123問診1（月経について）、124問診2（性交の経験）、125問診3（出産）、126問診4（婦人科の既往歴）、127問診5（女性ホルモン剤）、128問診6（月経異常）、129問診7（不正出血・褐色帝下）、130問診8（HPVワクチン接種歴）、131一次頸部検査方法、132一次頸部診察(1)、133一次頸部診察(2)、134一次頸部標本の適否、135一次頸部細胞診ベセスダ、136一次頸部細HPV検査、137一次頸部判定、138超音波結果1、139超音波結果2、140超音波結果3、141超音波判定1、142超音波判定2、143超音波判定3、144内膜の厚み、145一次体部細胞診、146一次体部判定、147精検頸部診断名(1)、148精検頸部診断名(2)、149精検頸部診断名(3)、150精検頸部がん病期、151精検頸部細胞診、152精検頸部判定、153精検体部診断名(1)、154精検体部診断名(2)、155精検体部診断名(3)、156精検体部がん病期、157精検体部細胞診、158精検体部判定、159精検頸部検査項目（1）、160精検頸部検査項目（2）、161精検頸部検査項目（3）、162精検頸部診断名（1）、163精検頸部診断名（2）、164精検頸部診断名（3）、165精検頸部診断名（4）、166精検頸部診断名（5）、167精検体部検査項目（1）、168精検体部検査項目（2）、169精検体部診断名（1）、170精検体部診断名（2）、171精検体部診断名（3）、172精検体部診断名（4）、173精検体部診断名（5）、174一次頸部所見(1)、175一次頸部所見(2)、176一次頸部所見(3)、177一次頸部所見(4)、178一次頸部細胞診、179視診所見の有無、180視診所見の内容、181内診所見の有無、182内診所見の内容、183頸部細胞診検査所見、184一次判定所見、185健診機関、186問診1（検診の回数）、187問診2（乳頭分泌物）、188問診3（しこり）、189問診4（痛み）、190問診5（月経）、191問診6（出産歴）、192問診7（授乳歴）、193問診8（既往歴）、194問診9（乳房の既往歴）、195問診10（乳房の手術）、196問診11（ペースメーカー等）、197問診12（豊胸手術の有無）、198問診13（血縁者に乳がん）、199問診14（血縁者に卵巣がん）、200右所見1、201右所見2、202右所見3、203右所見4、204右所見5、205右カテゴリー、206左所見1、207左所見2、208左所見3、209左所見4、210左所見5、211左カテゴリー、212判定、213（超音波）受診区分、214（超音波）集計計上日付、215（超音波）集計計上年齢、216（超音波）束No、217（超音波）束連番、218（超音波）負担区分、219（超音波）集計計上年度、220撮影方向、221撮影No、222一次乳腺の評価、223一次腫瘤有無、224一次腫瘤カテゴリー、225一次腫瘤部位（右）、226一次腫瘤部位（左）、227一次腫瘤形状、228一次腫瘤境界および辺縁、229一次腫瘤濃度、230一次石灰化有無、231一次石灰化カテゴリー、232一次石灰化部位（右）、233一次石灰化部位（左）、234一次石灰化種類、235一次石灰化形態、236一次石灰化分布、237一次その他有無、238一次その他カテゴリー、239一次その他乳腺実質、240一次その他皮膚、241一次その他リンパ節、242一次読影判定、243一次読影判定要医療、244一次読影判定日、245二次乳腺の評価、246二次腫瘤有無、247二次腫瘤カテゴリー、248二次腫瘤部位（右）、249二次腫瘤部位（左）、250二次腫瘤形状、251二次腫瘤境界および辺縁、252二次腫瘤濃度、253二次石灰化有無、254二次石灰化カテゴリー、255二次石灰化部位（右）、256二次石灰化部位（左）、257二次石灰化種類、258二次石灰化形態、259二次石灰化分布、260二次その他有無、261二次その他カテゴリー、262二次その他乳腺実質、263二次その他皮膚、264二次その他リンパ節、265二次読影判定、266総合判定、267総合判定（経過観察時期）、268総合判定日、269高濃度乳腺、270一次会場コード、271一次視触診マンモ区分、272一次視触診所見(1)、273一次視触診所見(2)、274一次視触診所見(3)、275一次視触診判定、276一次視触診判定(経過観察時期)、277（視触診）受診区分、278（視触診）集計計上日付、279（視触診）集計計上年齢、280（視触診）束No、281（視触診）束連番、282（視触診）負担区分、283（視触診）平日休日区分、284（視触診）集計計上年度、285（マンモ）受診区分、286（マンモ）集計計上日付、287（マンモ）集計計上年齢、288（マンモ）束No、289（マンモ）束連番、290（マンモ）負担区分、291（マンモ）平日休日区分、292（マンモ）集計計上年度、293精検検査項目(1)、294精検検査項目(2)、295精検検査項目(3)、296精検検査項目(4)、297精検検査項目(5)、298精検検査項目(6)、299精検検査項目(7)、300一次X線所見、301一次問診①有害業務従事、302一次問診②タバコ、303一次問診③咳・痰、304一次問診④痰に血が混じる、305一次問診⑤胸部X線検査を受けた、306一次問診⑥痰の検査を受けた、307一次問診⑦病気(1)、308一次問診⑦病気(2)、309一次問診⑦病気(3)、310一次問診⑧血縁者でがん、311一次喀痰細胞診、312一次喀痰判定、313X線間接No、314精検病期分類、315精検組織分類、316電話番号、317所見、318間接No、319喀痰受診日、320喀痰細胞診所見（文字）、321一次問診①排便、322一次問診②排便の時に血、323一次問診③大腸X線検査を受けた、324一次問診④便潜血反応を受けた、325一次問診⑤病気(1)、326一次問診⑤病気(2)、327一次問診⑤病気(3)、328一次問診⑥血縁者でがん、329一次便潜血反応(1)、330一次便潜血反応(2)、331精検検査実施(注腸X線)、332精検検査実施(大腸内視鏡)、333精検検査実施(組織検査)、334精検部位1、335精検部位2、336精検部位3、337精検部位4、338精検部位5、339一次便潜血所見、340腺腫の大きさ、341結果他疾患、342ﾎﾟﾘｰﾌﾟ内視鏡的切除指示、343原発性

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
がん検診情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・保健総合システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ・ログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。 ・委託医療機関から提出された検診票を保健総合システムへ取込む際に、宛名番号のマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 ・検診票の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。 ・画面および帳票には個人番号は表示しない構成とし、不用意な閲覧が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ①調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえで回答を求めている。 ②保健総合システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞ ①検診情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。 ②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 ＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ①検診票等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②検診票等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	保健総合システムには、健康管理事務に関係のない情報を記録・保有しない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	＜ユーザ認証の管理＞ システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ＜アクセス権限の発行・失効の管理＞ ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ②異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者（所属長）の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。 ＜アクセス権限の管理＞ ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者（所属長）が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は廃止する。 ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 ＜特定個人情報の使用の記録＞ ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②操作者は個人まで特定でき、システム導入以降の操作記録を抽出することができる。 ③記録は情報システム管理者（所属長）が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
その他の措置の内容		業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①情報システム管理者（所属長）は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。 ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。 ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。 ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ②船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。 ＜その他の措置＞ ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 ②必要な操作以外、がん検診に関する情報を表示しない。 ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	①漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 ②目的外使用及び目的外提供の禁止 ③無断複写・複製の禁止 ④授受方法 ⑤契約終了時の返還義務 ⑥従事者に対する遵守事項の周知義務 ⑦管理者の設置と報告 ⑧再委託の制限 ⑨苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 ⑩損害賠償 ⑪閲覧者・更新者の制限 ⑫個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 ⑬必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 ⑭情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 ⑮再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	＜情報保護管理体制の確認＞ 入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取り扱いが適正であることを条件に含めている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜保健総合システムの運用における措置＞ ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜保健総合システムの運用における措置＞ ①保健総合システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②保健総合システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル　プライベート　ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし
	その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。
	再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。

その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②情報システム管理者（所属長）が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者（所属長）又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。 ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜紙媒体に対する措置＞ ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜船橋市における措置＞ ①健康づくり課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

＜船橋市における措置＞
・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー（船橋市役所本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料　運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課 〒273-8506　千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号　047-409-3404
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年3月29日	Ⅲ　リスク対策 10．その他のリスク対策	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和5年3月29日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月29日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅰ　基本情報 6．評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、生活支援課、児童家庭課、国保年金課）	[○]評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、生活支援課、子育て給付課、国保年金課）	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和6年3月22日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課 〒273-8506　千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号　047-409-3404	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課 〒273-8506　千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号　047-409-3404	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の76の項	番号法第9条第1項及び別表の111の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号 番号法別表第二の102の2の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号 番号法別表第二の102の2の項	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第二の102の2の項に定める事務 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈船橋市における措置〉 （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略）	〈船橋市における措置〉 （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 （略） 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 上欄の続き		④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（略） ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ （略）	（略） ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 （略）	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 10．その他のリスク対策	（略）	（略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和4年2月17日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない